

北名古屋市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年8月2日

北名古屋市監査委員 大野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

随時監査の結果について

1 準拠基準

北名古屋市監査基準

2 監査の対象

準公金の管理について

3 監査の着眼点

- (1) 規程等の制定状況
- (2) 管理責任者等の設置状況
- (3) 現金、通帳等の保管方法
- (4) 出納簿等の作成状況等
- (5) 決算及び監査の実施状況
- (6) 市職員が準公金を管理する必要性

4 監査の実施内容

令和3年3月1日付「令和3年度随時監査「準公金の管理について」に係る調査について（通知）」に基づく事前調査を基に、関係書類確認及び実地調査を実施し、関係職員からの事情聴取を行った。

5 予備監査の実施期間

令和3年3月1日（月）から令和3年5月18日（火）まで

6 監査結果

(1) 規程等の制定状況

19件中17件は、職員が取り扱う団体の規約や会則等に、事務局に関する規定がされており、団体の事務に従事する根拠があった。

規定がない他2件は、保険料を回収して、県へ納める児童課所管の事務であり、事務取扱マニュアルのようなものはない。また防災交通課の消防操法大会運営委託も消防団への委託であるが同様である。規模の大小により差が生じるものと解するが、会則までにとどめて、事務取扱について規定している団体とそうでない団体があった。

(2) 管理責任者等の設置状況

管理責任者を課長または課長級に設定し、事務担当者は課長以外を設定しており、19件中18件が意思決定として決裁を執り行っていた。

団体の親睦会の事務を職員が取り扱うものが1件あったが、本来は団体に移行するなど改善することが望ましい。

(3) 現金、通帳等の保管方法

ア 通帳、届出印、現金等を金庫や鍵のかかるキャビネット等に保管し、物理的にも別々の場所で保管し、単独で使えない体制づくりに努めていた。一部、東公民館は一か所での管理となっていた。

イ 現金の常時保管は受払簿にて管理をし、一時的な保管が長いもので1～2か月というものがあったが、保管できる帳簿を整え管理していた。

ウ キャッシュカードの作成が19件中2件あった。保管場所が金庫であり、鍵の管理は責任者である課長としているものの、決裁を経ずに現金の出金が可能であるといえる。

(4) 出納簿等の作成状況等

ア 決裁、収入票、支出票などにより一定の意思決定がされていたが団体の親睦会の取り扱いはいずれもされていなかった。

イ 立替払いについては、19件中4件あった。今回の調査で立替払いに職員個人のクレジットカードを使用するものがあった。また現金払でポイントをためているものがあった。

ウ 領収書は複数の窓口で受領するため、あらかじめ領収印を押印したものを常時窓口置き、金庫にしまっていないケースがあった。

(5) 決算及び監査の実施状況

決算及び監査は、1件を除き実施していた。また県からの移譲事務は実績報告書の提出がされていた。

(6) 市職員が準公金を管理する必要性

ア 準公金は、公金に比べ、柔軟な運用ができるという解釈のもと、入金や出金の管理に自由度が増すといったことも起こりうる。

イ 市民にとっては公金、準公金の区別はなく、団体の自立に向けた取り組み、庁舎内に事務局を設置する必要性、団体独自で管理する事務も必要なものもある。市が準公金を管理するのは市に対する信頼に基づいて委ねられていると考えられるが、市の業務と団体の活動内容が密接にかかわっている場合や、団体の設置目的が市の施策と合う場合であっても、準公金は団体に帰属する現金である。

(7) その他

実地調査において、市民活動推進課の男女共同参画の返還金額が決算書と異なる数値に気づき、その場で指導した。

7 指摘事項

- (1) 市職員が管理する準公金の団体名義でキャッシュカードを作成し、市職員が保管・使用しているものは原則として廃止すること。
- (2) 市職員が管理する準公金の支出について、職員個人のクレジットカードで立替払いをしない取り扱い及び職員個人が事業者のポイント制度・キャッシュバック制度等に基づく利益を享受しない取り扱いを徹底すること。

8 意見

- (1) 準公金の管理について、キャッシュカードやクレジットカード等の使用におけるリスク管理及びコンプライアンス上の問題について、定期的に庁内へ周知していただきたい。
- (2) 準公金の取扱い・管理における統一的基準の策定を検討していただきたい。
- (3) 市職員が準公金を取り扱うことの必要性について、定期的に精査し見直していただきたい。